

固定資産の管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会</p>	<p>経理規程において、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高等を、固定資産管理台帳に基づき調査、確認することを定めているにもかかわらず、平成26年度分は、実施していなかった。</p>	<p>固定資産管理責任者は、固定資産管理台帳と現物との照合を実施するとともに、会計責任者は当該手続の周知徹底を図るよう指導されたい。</p> <p>【経理規程】(抜粋) (現在高報告) 第53条 管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び貸出中のものについてはその貸出状況を、固定資産管理台帳に基づき、調査、確認し会計責任者に報告しなければならない。 2 会計責任者は固定資産管理担当者を指名し、第1項に規定する調査、確認を行わせることができる。この場合には、その調査の報告を徴しなければならない。 3 会計責任者は、第1項の調査、確認の結果又は前項の報告に基づき、固定資産管理台帳に必要な記録の修正を行うとともに、その結果を会長に報告しなければならない。</p>	<p>平成27年度末までに新たに固定資産として登録した固定資産並びに平成27年度末までに除却した固定資産を本会の財務管理システムに更新後、固定資産管理台帳と現物との照合等を平成28年4月～5月に実施した。</p> <p>また、会計責任者から当該手続の周知徹底を図るよう指導を受け、今後、経理規程に沿って毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高等を固定資産管理台帳に基づき確認することを徹底する。</p>

監査(検査)実施年月日(委員:一年 一月 一日、事務局:平成27年12月15日から同月16日まで)